

津島市公共下水道公共ます等の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津島市流域関連公共下水道（以下「公共下水道」という。）の污水管に接続する取付管及び宅地（田畑を含む。）の敷地内に設置するますで污水を公共下水道に適切な状態で排水する機能を有するもの（以下「公共ます等」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 公共ます等は、公道及び公道に準ずる私道の境界から、おおむね1メートル以内の位置に設置するものとする。ただし、石積、塀その他の障害物のため当該位置に公共ます等を設置することが著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項に規定する道路境界は、当該道路が建築基準法第42条2項に規定する4m未満の道路である場合は、当該道路の中心から2メートルの線を境界線とみなして適用する。

(規格及び構造)

第3条 公共ます等の規格及び構造は、別に定める基準を満たすものでなければならない。ただし、立地条件等により当該基準を満たすことが困難であると下水道事業の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認めるときは、この限りでない。

(設置個数)

第4条 公共ます等は、1画地につき1個を設置できるものとし、当該1画地の面積が500平方メートルを超えるとときで、技術的に排水が困難であると管理者が認めた場合には、必要と認める個数を設置することができるものとする。ただし、運動場、倉庫、駐車場等の利用に供するものであって、公共ます等を設置する必要がないと認められる場合には、公共ます等を設置することができないものとする。

2 前項の1画地とは、土地1筆を1画地とする。ただし、土地の形状、利用状況等から見て一体と認められる2筆以上の土地にあっては、当該2筆以上の土地を合わせて1画地とする。

(設置の申請及び決定)

第5条 公共ます等の設置を必要とする者は、公共ます等設置申請書（様式第1）を管理者に提出しなければならない。この場合において、污水を公共下水道に排水するために他人の所有する土地に公共ます等を設置しなければならないときは、当該申請書に公共ます等設置承諾書（様式第2）を添付しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、公共ます等の設置の可否及び費用負担の別を決定し、公共ます等設置決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(増設又は移設の申請及び決定)

第6条 公共ます等の増設又は移設を必要とする者は、公共ます等増設・移設申請書(様式第4)を管理者に提出しなければならない。

2 前条第1項後段の規定は、公共ます等の増設又は移設について準用する。

3 管理者は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、公共ます等の増設又は移設の可否及び費用負担の別を決定し、公共ます等増設・移設決定通知書(様式第5)により申請者に通知するものとする。

4 管理者は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める個数の公共ます等の増設を認めることができる。

(1) 第4条に規定する公共ます等の設置個数(以下「規定個数」という。)を設置しなかった場合において、土地の利用形態の変更が明らかと認められるとき
規定個数

(2) 規定個数の公共ます等によっては、汚水を排水することが困難であると管理者が認めた場合
管理者が必要と認める個数

(費用負担)

第7条 公共ます等は、第5条の規定による設置又は前条第4項第1号の規定による増設に要する費用は市の負担において設置することができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、申請者が負担するものとする。

(1) 前条第4項第2号の規定による増設又は移設するとき

(2) 下水道計画区域外の土地

(3) 売買を目的に所有する土地へ公共ます等の設置を必要とするとき

(4) 公共下水道整備完了後に新たに分筆された土地

(完成後の措置)

第8条 この要綱に基づき設置した公共ます等の所有権は、市に帰属するものとし、当該公共ます等の所在する土地の使用期間は、公共ます等の存続する期間とし、当該期間における土地の使用料は、無料とする。

(管理)

第9条 公共ます等は、管理者が管理するものとする。

(損害賠償)

第10条 公共下水道を使用する者(以下「使用者」という。)は、公共ます等をき

損し、又は滅失したときは、管理者の定める額を賠償しなければならない。

ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部の額を免除することができる。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、公共ます等の清掃等を行い、清潔に維持するよう努め、公共ます等の点検、補修、取替え等に支障を及ぼすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。